

令和5年6月27日

第6回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰 裁	会 長	事務局長	次 長	主幹	係

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 令和5年6月27日(火) 午後2時

3. 出席委員 (農業委員8名) 中西会長 谷岡会長職務代理者
中村委員 鍋島委員 古谷委員
山口委員 堅田委員 谷脇(裕)委員

(推進委員8名) 宮田委員 高橋委員 三本委員
森田委員 坂本委員 森光委員
谷本委員 谷脇(督)委員

4. 欠席委員 (なし)

5. 出席職員 (事務局4名) 岡田局長 坂本次長 徳永主幹 北村主幹

6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の審議について
議案第5号 農用地利用集積計画について(諮問)

その他

第5回総会で保留となった農地法第3条の規定による許可申請及び農用地利用集積計画について

開会宣言	中西会長 只今から、令和５年第６回須崎市農業委員会総会を開催いたします。
議 長	中西会長 皆さん暑い中全員お集まりいただきありがとうございます。本日もご審議をよろしくお願ひします。 それでは日程第１、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。
意 見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	中西会長 それでは、本日の議事録署名人は４番 鍋島委員、５番 三本委員、よろしくお願ひいたします。
議 長	中西会長 それでは日程第２、議事に入らせていただきます。議案第１号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	岡田局長 【議案第１号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】
議 長	中西会長 皆さんからご意見、ご質問がありましたら、お願いします。
意 見	４番 鍋島委員 現地確認してきました。申請の通り浄化槽が埋まっており、問題ありません。
審 議	中西会長 何かご意見はありませんか。特にご意見がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 特にご異議がないようでございますので、議案第１号 非農地証明願について は、証

議 長	明書を交付することに決定します。 中西会長 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	徳永主幹 【議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	徳永主幹 補足説明します。 農地法第4条による転用申請です。 目的は現在の墓地は山林中腹にあり、高齢により墓参に難渋をきたすようになったため、自宅近傍地へ納骨堂を新築しようとするものです。 申請地は、農業振興地域農用地区域からの除外を令和5年5月18日付で受けています。 土地利用計画としては、26.66㎡を整地し納骨堂1基を設置する計画となっております。 排水計画につきましては、雨水は、自然散水し給排水施設は設置しない計画となっております。 進入路は自宅からの通り道により進入となります。 申請地周囲の状況ですが、周辺地については、申請人所有地であり周辺農地に及ぼす影響はないものと判断されます。また、環境未来課所管の墓地埋葬法の墓地等経営許可申請については、令和5年6月12日申請を行っていることを確認しております。 建築費は〇〇万円で、全額自己資金で銀行の通帳の写しにより確認しており、資力には問題ないと判断します。
議 長	中西会長 皆さんから、何かご意見ございませんか。
意 見	4番 鍋島委員 以前慌てて工事をしていた墓地を止めていたものですが、今回農業振興地域農用地区域からの除外の許可が降りたという事で、申請を出されたものです。除外の許可も出ていますし、問題ありません。

審 議	中西会長 他にご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付及び、高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求めることとして構いませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 特にご異議ないようなので、議案第２号 農地法第４条の規定による許可申請の審議について は、農地法第４条４項の規定により、高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求めることとします。
議 長	中西会長 続きまして、議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	徳永主幹 【議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	徳永主幹 補足説明します。 農地の区分については、土地区画整理事業施行区域内の農地であり第３種農地と判断されます。 目的は貸駐車場を設営するもので、申請地周辺における駐車場不足を解消すべく申請するものでありやむを得ないものと認められます。 資力及び信用については、土地代金〇〇万円、駐車場設営費〇〇万円、合計〇〇万円を自己資金により整備する計画であり、金融機関の残高証明も提出されていることから、資力には問題ないと判断しています。 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、工期が令和５年８月１日から令和５年９月１５日までとなっており、確実性には特に問題はないものと判断します。 計画面積の妥当性は、転用面積３３０㎡は事業計画書、土地利用計画書により必要な面積と判断します。 排水計画につきましては、雨水は北西側側溝へスロープから直接流入および集水桝から管を通して同側溝に排水し、北東側譲渡人畑へ流れるものは自然浸透となっています。市

	道側溝への排水については、管理課である建設課に許可不要との確認済です。進入路は北側の市道からの進入であるため、市道占有・工事の際には申請書を提出するよう口頭にて連絡しています。 なお、周辺農地は南西側の〇〇番〇〇および南東の〇〇番〇〇であり、所有者の同意を得ており、問題ないものと判断します。
議 長	中西会長 何かご意見、ご質問等ございますか。
意 見	6 番 坂本委員 現地確認してきました。補足説明にもあったとおり、申請地は土地区画整理事業施行地区の中の畑で、譲渡人は別の人に貸して野菜を作っていましたが、それも返ってきて休耕状態であり、問題はありません。
議 長	中西会長 他に皆さんからご質問、ご意見はありませんか。
審 議	中西会長 何かご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 特にご異議ないようなので、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について は、農地法第 5 条 3 項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。
議 長	中西会長 続きまして、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	徳永主幹 【議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請の審議について 議案書をもとに朗読】

補足説明	徳永主幹 補足説明をします。 本申請につきましては、令和4年12月7日付高知県指令4高農基第5-0246号で農地転用許可があった件の事業計画の変更となります。 変更内容は、事業計画書において造成計画が特になしで転用許可をされておりましたが、地盤不良のため50cm嵩上げする計画に変更し、それに伴い資金計画も変更となっております。 なお、本計画の変更は、生活排水が農地に流入しないような被害防除計画もとられており、周辺関係者の同意もとられてあるため変更は妥当だと判断しています。
議 長	中西会長 何かご意見、ご質問等ございますか。
意 見	8番 山口委員 申請地の上の農地の所有者の方が、計画と違うという事で相談に来られていました。現在耕作されていない土地ですし、申請地周辺には側溝もついております、同意があれば問題はないかと。 岡田局長 事務局の方にもその後来られまして、理解したとの事です。 森田委員 現地確認してきましたが、50cmというと大きいようですが、見たところそんなには高くなく、後ろの土地にも影響はなさそうです。
審 議	中西会長 他にご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 特にご異議ないようなので、議案第4号 地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の審議については、農地法第5条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。

議 長	中西会長 それでは議案第 5 号 農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	北村主幹 【整理番号 R 5 - 1 4 について別冊をもとに朗読】
補足説明	利用権設定等の補足説明をします。 整理番号 R 5 - 1 4 について、主たる経営作物は水稻で、構成員は 1 人、内 1 人が専従者となっております。 基本構想では、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。農用地のすべてを効率的に利用することの要件、農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。以上で、今回の申請について、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると考えます。
議 長	中西会長 この件について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。
審 議	中西会長 何かございませんか。なければ、承認することに決定してよろしいでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 ご異議ないようですので、議案第 5 号 農用地利用集積計画について（諮問）を承認することに決定し、答申することとします。 中西会長 それではその他の件で、第 5 回総会で保留となった農地法第 3 条の規定による許可申請及び農用地利用集積計画について について審議いたします。説明をお願いいたします。
補足説明	坂本次長 前回の総会で保留になった本件ですが、農地法第 3 条の譲渡人、譲受人、利用権の設定

	を受ける方、利用権の設定を受ける方の兄の農園の方に来ていただき、詳しい話を聞きました。利用権の申請は、農協から利用権の設定をした方が今後有利になる場合があるとの事で申請を行ったが、そういう事であれば取り下げるとの事で、利用権の設定については取り下げとなりました。また3条の譲受人についても、一定期間自分で耕作する必要がある事を再度説明したところ、自分で耕作するので申請を行うとのことですので、審議をお願いします。
議 長	中西会長 何かご意見、ご質問があればお願いします。
審 議	14番 森光委員 問題ないです。
採 決	中西会長 他に何かご意見はありませんか。問題がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
議 長	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 それでは、第5回総会で保留となった農地法第3条の規定による許可申請及び農用地利用集積計画については、農地法第3条の規定により許可することに決定いたします。
そ の 他	中西会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、その他何かございませんか。
閉会宣言	岡田局長 地域計画について 中西会長 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第6回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。 閉会 午後 2時30分

	その真正なることを証して署名する。 議 長 4 番 5 番
--	---